

屋外催しに係る防火管理指導指針

1 防火担当者について

防火担当者の資格について特段の定めはないが、制度の趣旨を踏まえ、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し、必要な指示等を行うことができる立場の者が選任されるよう指導すること。なお、指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者になることを妨げるものではないこと。

2 火災予防上必要な業務に関する計画について

- (1) 計画は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書を添えて、1部を提出するものとする。（塩谷広域行政組合火災予防規則第15条の3）
- (2) 条例第42条の3第1項各号に掲げる事項は、あらかじめ計画において最低限定めておく必要がある事項を示したものであり、その具体的な内容は以下のとおりである。

条例基準	細則
1 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。	防火担当者及び火災予防上必要な業務について従事する者を定めるとともに、業務を実施する体制として業務の分担、活動の範囲その他必要に応じて内部組織の設置等について記載すること。
2 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。	指定催しにおける対象火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無や場所、態様について、催しを開催する日までに把握する方法や催し当日において、それらを確認するための方法等を記載すること。
3 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。	指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等や危険物と客席を近接させない等火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画や催し当日における会場の配置を確認するための方法等を記載すること。
4 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。	指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画や催し当日における消火準備の有無を確認するための方法等を記載すること。
5 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。	催しの会場において警備等を行う消防、警察、警備会社等の実態に応じ、催しの主催者として確保する必要がある火災時の初動体制を記載すること。
6 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。	第1号から第5号に規定するもののほか、計画に変更が生じた際の消防機関との情報共有の方法等、催しの実態に応じ火災予防上必要な業務に関する事項を記載すること。

(3) 計画書作成例

火災予防上必要な業務に関する計画書	
1	防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。 (1) 主催者 (氏名) _____ (2) 緊急連絡先 (電話番号) _____ (3) 防火担当者 (氏名) _____ (役職) _____ (連絡先) _____
2	対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
3	対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
4	対象火気器具等に対する消火準備に関すること。 【配置図】 ※ 配置図を作成し、以下の事項を明記 ・露店等、大会本部等の位置 ・火気器具等（調理器具・発電機など）の位置 ・危険物、ガス等の貯蔵位置と貯蔵量の明記 ・客席等（避難通路） ・消火器の配置図 ・その他 消防車両の進入通路など
5	火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。 (1) 通報担当 (氏名) _____ ・ _____ (2) 消火担当 (氏名) _____ ・ _____ (3) 避難誘導担当 (氏名) _____ ・ _____
6	前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。 (1) この計画に変更が生じた場合には、ただちに_____消防署へ連絡する。 (2) 主催者は、参加者の安全に問題となる事象が発生した場合は、観客等の安全確保を最優先とし、必要な対応をとる。 ※ 安全に問題となる事象とは ・・・想定外の来場者、事故の発生、天候の悪化等 ※ 必要な対応とは ・・・アナウンスの実施、避難通路の確保、計画の一部変更または中止、 消防・警察への通報など (3) その他の任務分担 ア 応急手当担当 (氏名) _____ イ 消防隊（救急隊）誘導担当 (氏名) _____